

令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜における
新型コロナウイルス感染症対応要領

ページ

- ◎ 令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜における
新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン 1

- ◎ 令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜健康チェックリスト 5

- ◎ 令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜
新型コロナウイルス感染症対応フローチャート 7

令和4年12月

佐賀県教育委員会

令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン

佐賀県教育委員会

1. 検査場等の衛生管理体制等の構築

各高等学校は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、十分な対策を講じること。具体的には、(1) 事前の準備、(2) 検査当日の対応の二つの時点ごとに実施することが必要な事項として、以下の点に留意すること。

(1) 事前の準備

① 検査場等の確保

一つの検査場に収容する受検者の人数を可能な限り減ずることが望ましいが、もともと不正防止等の観点から少人数での使用に設定されていることから、本ガイドラインで示すその他の様々な感染防止対策を講じている場合は、検査場等の確保について追加的な対応は不要とする。

② 検査場等の座席間の距離の確保

検査場等ごとに感染防止の対策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

③ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場校内におけるマスクは、正しく着用することを義務付け、未所持者にはマスクを提供できるよう準備すること。また、校舎等入口や検査場、トイレ等入口に速乾性アルコール製剤を配置すること。

④ 検査監督者等の体調管理等

検査監督者等については、検査実施前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うこと。

⑤ 別室の確保

新型コロナウイルス感染症対策に係る別室受検用の検査場は、少なくとも2つの教室等を準備し、座席は概ね2メートル程度の間隔で配置を行うこと。(別室への振り分けについてはフロー図を参照。)

【別室A】

ア 何らかの事情によりマスクの着用が困難な者

イ 基礎疾患を有するため新型コロナウイルス感染症による重症化のリスクがある者

※ ア、イについては同じ部屋で良いが、具体的な配慮の内容によっては、適宜検査場をパーティション等で区切ること。又は別室を準備すること。

【別室B】

ウ 発熱・咳等の症状のある者【別室B1】

エ 陰性、無症状の濃厚接触者【別室B2】

※ ウ、エについては、可能な限り別室とすること。ただし、パーティション等で区切ることも可とする。

⑥ 検査場等の机、椅子の消毒

検査前2日以降に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、保健所等の指導に従って、該当者が使用した教室や施設等を消毒すること。なお、消毒の必要が生じない場合は、通常の清掃で可とする。

⑦ 面接の実施

受検者同士の間隔は概ね1メートル以上の間隔をとるものとし、また受検者と面接委員との距離は概ね2メートル以上を確保すること。

⑧ 実技検査の実施

剣道、柔道などのように他者との接触を伴う競技や発声を伴う歌唱などは、接触時間や歌唱の時間を短くするなど、感染のリスクを低減する工夫を行うとともに、十分な換気、その他感染防止の対策を施すこと。

⑨ 検査場等への入場方法の検討

入場時の混雑を避けるため、次のような措置の実施について検討すること。

- ・入場開始時刻を早める
- ・受検番号ごとに入場時刻を割り振る
- ・一定の間隔を空けて入場させる
- ・複数の入口、門を使用する
- ・入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる） など

⑩ トイレの使用

感染のリスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。

なお、別室での受検を認める場合は、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

⑪ 休憩時間の取扱い

休憩時間に廊下で待機させることは、廊下に密の状態を作ることになりかねないことから、教室を含め、待機できる場所を可能な範囲で広く確保する工夫を行うこと。

⑫ 検査終了時の検査場等からの退室等の方法

退室等の際の混雑を避けるため、次のような措置の実施について検討すること。

- ・各検査場等からの一斉退出は行わず、予め教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく
- ・一定間隔を空けて退場させる
- ・複数の出口、門を使用する
- ・退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる） など

⑬ 引率者等控室の設置

検査場等への収容者数を含め、集団の形成を極力抑制する観点から、受検以外の用務がある者の検査場校内への入場は最小限に抑えること。ただし、受検者への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受検者と同等の感染防止対策を講じることを条件に、引率者等控室への入場を認めること。

⑭ 検査監督者の感染対策

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすための日常の健康管理に努めること。

⑮ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、検査場等ごとの受検者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(2) 検査当日の対応

① 全体集合・説明時等の留意点

体育館等に全体集合をさせる場合は、密な状態を作らないよう十分に間隔を空けるなど、感染防止対策に努めること。

また、検査会場入口付近に、受付前に手指消毒を行うことやマスクを正しく着用すること等を記載した案内を掲示すること。なお、体育館等での全体説明の際に口頭で健康状態に問題がないことを確認するとともに、この後、検査中も含めて体調が悪くなった場合は、速やかに申し出るように連絡すること。

② 健康チェックリストの回収

「令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜健康チェックリスト」(以下、「健康チェックリスト」という。)で、1項目以上該当するものがあつた受検者から、健康チェックリストの提出を受け、別室受検の対応を検討するほか、検査中の健康観察等に活用すること。なお、当日朝の検温をしてこなかった受検者のために、非接触体温計などによる検温ができる体制を整えておくこと。

③ マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場校内では、昼食時を除き、マスクの正しい着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触や会話は極力控えるよう受検者に要請すること。検査監督者等についても同様であること。

なお、写真票による受検者本人確認の際は、一時的にマスクを外すよう指示してよいが、短時間にとどめること。

また、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、該当者は別室において受検させることが望ましい。ただし発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

④ 検査場ごとの手指消毒の実施

検査場等への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。検査監督者等についても同様であること。

⑤ 検査中に体調不良を訴えた受検者への対応

学力検査中に受検者が体調不良等を訴えてきた場合は、養護教諭等の保健担当者が健康チェックリストに沿って体調の状況について確認すること。状況に応じて検査の継続、別室での検査等の判断をすること。

なお、検査中、陰性かつ無症状の濃厚接触者が体調不良等を訴えた場合、状況等を観察した上で速やかに学校教育課に報告し、その後の対応については、学校教育課と協議の上、決定する。その際、体調不良等を訴えた時刻等を記録しておくこと。(面接、実技検査も同じ対応とする)

⑥ 体調不良を訴えた検査監督者等への対応

当日学力検査等の業務に携わる検査監督者等に体調不良を訴える者がいた場合は、代替の検査監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

⑦ 換気の実施

検査室等の大きさや受検者の収容数等が様々であるが、学力検査においては少なくとも1教科終了ごとに、可能な限り長時間窓を開放すること。

⑧ 昼食時の対応

受検者が昼食をとる必要がある場合は、昼食時の受検者同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、受検者には昼食持参と自席での食事を要請すること。

⑨ 検査室の机、椅子等の消毒

受検者及び監督者等から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合を除き、検査終了後(一般選抜の場合には1日目と2日目それぞれの終了後)の机、いす等の消毒は必要としない。

⑩ 保健所等の行政機関への協力

検査等終了後に、新型コロナウイルスへの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、当該検査場の高校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

2. 受検者に対する要請事項

中学校及び義務教育学校（以下、「中学校等」という。）においては、受検者及び保護者に対し、予め以下の点について周知すること。

① 受検者本人の健康観察自主検温

「健康チェックリスト」を予め受検者及び保護者に配付すること。（一般選抜の場合は2日分）

受検者は、朝の検温や健康観察を行うとともに、検査日当日の健康状態を「健康チェックリスト」に記入し、1項目以上該当するものがある場合は、受付時に志願先の高等学校に提出すること。

② 医療機関での受診

発熱・咳等の症状がある場合は、予め医療機関での受診を行うこと。

③ 受検できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中や待機中の者は受検できないこと。

④ 無症状（陰性）の濃厚接触者の対応

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、志願先高等学校の別室で受検できる場合があることから、中学校等を通じて志願先高等学校に問い合わせること。

⑤ マスクの着用

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受検する高校に相談すること）を持参し、検査場校内では、写真票での本人確認時及び昼食時以外は、常に正しく着用すること。

なお、実技検査時の対応については、志願先高等学校の指示に従うこと。

⑥ 手指消毒等

検査場等への入場の際は、志願先高等学校が用意したアルコール消毒剤等で手指消毒を徹底すること。

⑦ 休憩時間

休憩時間の待機場所等については、志願先高等学校の指示に従うこと。また、休憩時間における他者との接触、会話は極力控えること。

⑧ 健康管理

検査途中で体調不良等が生じた場合は、速やかに検査監督者等に申し出、その指示に従うこと。

⑨ 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食については、予め指示された時間内に自席で食事をとり、他者との会話は極力控えること。

⑩ その他

志願先高等学校内では、検査監督者等からの指示に従って行動すること。

(中学校配布用)

令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜 健康チェックリスト

日 時	受検番号	志願者氏名	在籍学校名
令和 年 月 日			

学力検査当日の朝に、志願者は下の確認項目のチェック欄の自己確認をすること。

※ 以下に該当する人は受検ができません。一般選抜の場合は追検査の手続きを行ってください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中や待機中の者、又はPCR等検査の結果が判明していない者

◆ 当日の検温結果 [度]

◆ 各項目の「はい」か「いいえ」のいずれかの□に✓を記入してください。

確認項目		チェック	
A	過去4日以内に、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された場合も含む）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
B	高熱の症状がある（38.0度以上）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	息苦しさ（呼吸困難）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
C	強いだるさ（倦怠感）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	発熱の症状がある（37.5度以上 38.0度未満）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咳の症状がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咽頭痛がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

チェック後の対応(別紙フロー図を参照)

※ [2]～[5]に該当する場合は本リストを志願先高等学校に提出すること。

[1] A～C欄のすべての「いいえ」に✓が入る場合

→ 予定どおりの受検(フロー図の【対応1】)。本リストの志願先高校への提出不要。ただし、マスク着用が不可であったり基礎疾患等があったりする場合は別室での受検(フロー図の【対応2】)。

[2] A欄の「はい」に✓が入るが、自治体等によるPCR等検査の結果が陰性（自治体がPCR等検査を実施しない場合は除く）、及びB欄・C欄のすべての「いいえ」に✓が入る場合

→ 別室での受検（フロー図の【対応3】）。

[3] A欄・B欄の「いいえ」に✓が入り、C欄のいずれか1項目の「はい」に✓が入る場合

→ 別室での受検（フロー図の【対応3】）。

[4] B欄で1項目以上、又はC欄で2項目以上の「はい」に✓が入る場合

→ 受検不可(フロー図の【対応4】)。速やかに中学校に連絡すること。

ただし、基礎疾患や本人の体質によるものなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものは、別室での受検（【対応2】）。

[5] A欄の「はい」に✓が入り、B欄・C欄の「はい」のいずれかに1項目以上✓が入る場合

→ 受検不可(フロー図の【対応4】)。速やかに中学校に連絡すること。

(高等学校当日対応用)

令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜 健康チェックリスト

日	時	受検番号	志願者氏名	在籍学校名
令和	年			
	月			
	日			
	時			
	分			

【チェック欄は、志願者本人が記入しても構いませんが、必ず保健室担当者による内容の確認を受けてください。】

〔	度〕	※検温結果を記入してください。
---	----	-----------------

※ 各項目の「はい」か「いいえ」のいずれかの□に✓を記入してください。

確認項目		チェック	
A	高熱の症状がある（38.0度以上）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	息苦しさ（呼吸困難）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	強いだるさ（倦怠感）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
B	発熱の症状がある（37.5度以上 38.0度未満）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咳の症状がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咽頭痛がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※持病や本人の体質によるものなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものは除く。

チェック後の対応(別紙フロー図を参照)

- ・ A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する場合は、当該受検者だけではなく他の受検者や監督者等の安全確保のため、継続して検査を受けることはできません。一般選抜の場合、追検査の受検申請をすることになります。
- ・ 確認項目に該当しない場合、又はB欄で1項目のみ該当する場合は、志願者が希望する場合は、本日の検査を引き続き受けることができます。
→ 予定どおり又は別室での受検（フロー図の【対応1】又は【対応3】）

(その他の症状)※上記確認項目以外の症状を記入してください。

確認者氏名： _____

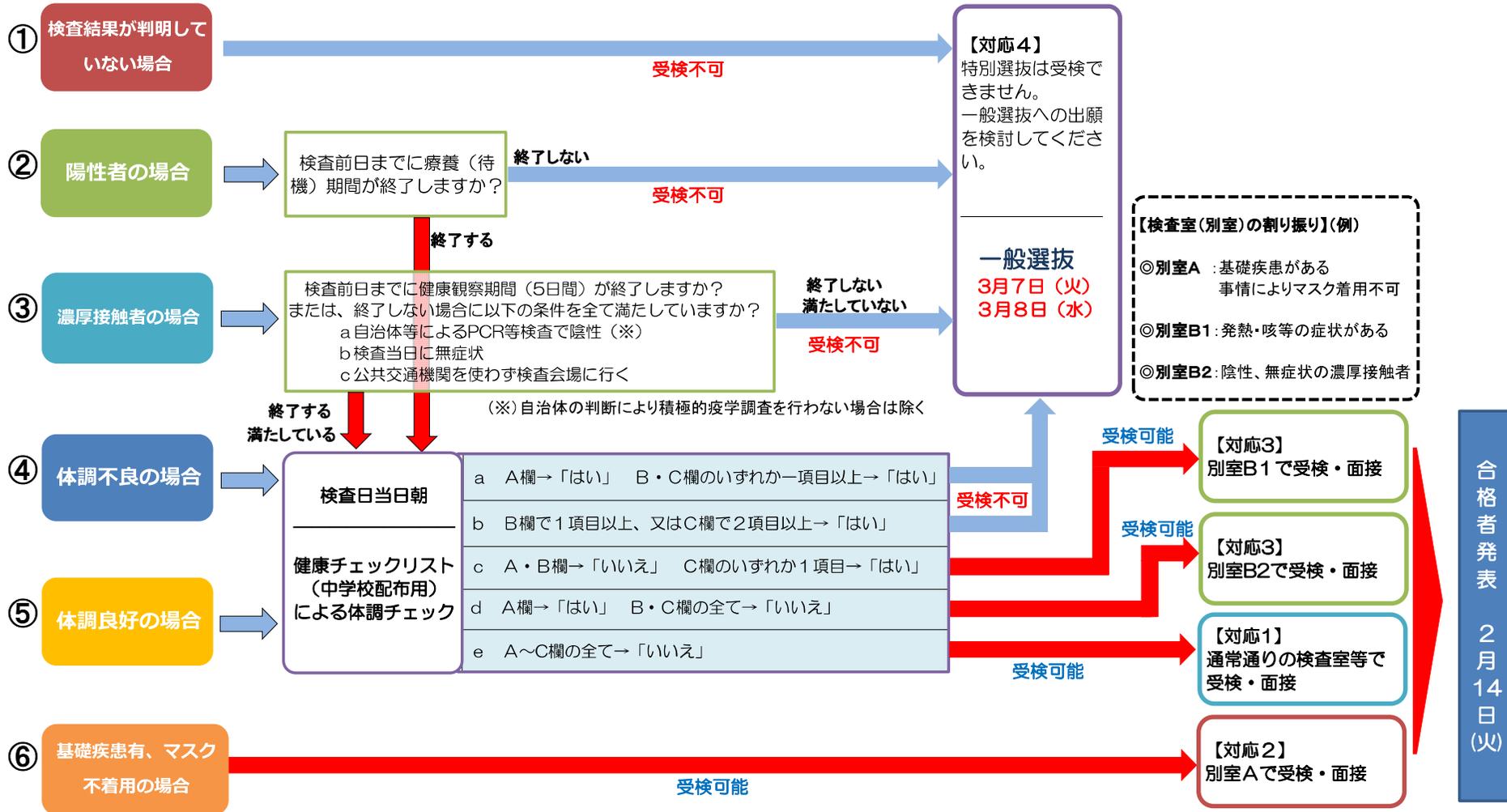
注) 本紙は、追検査の受検申請をする場合に必要な資料として取り扱います。

本部 記入欄	受検を継続		追検査受検申請(帰宅)	
	別室	当初検査室	あり	なし

特別選抜 令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜 新型コロナウイルス感染症対応フローチャート

検査当日の健康状態は次の(1)~(6)のうち、どれに当てはまりますか？

(1) PCR等検査の結果が判明していない者 → ①へ
 (2) 新型コロナウイルス感染症の陽性者 → ②へ
 (3) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者 → ③へ
 (4) (1)、(2)、(3)には当てはまらないが体調が悪い → ④へ
 (5) 体調は良好 → ⑤へ
 (6) 基礎疾患がある。又は事情によりマスクが着用できない → ⑥へ



一般選抜 令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜 新型コロナウイルス感染症対応フローチャート

